



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和6年5月20日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.27



守って
安全!

自転車安全利用五則



自転車は運転するのに免許がいらず、気軽に利用できる乗り物ですが、守らなければならないルールが沢山あります!

そして、自転車は車両の仲間です!

今一度交通ルールを確認し安全に利用しましょう!!



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

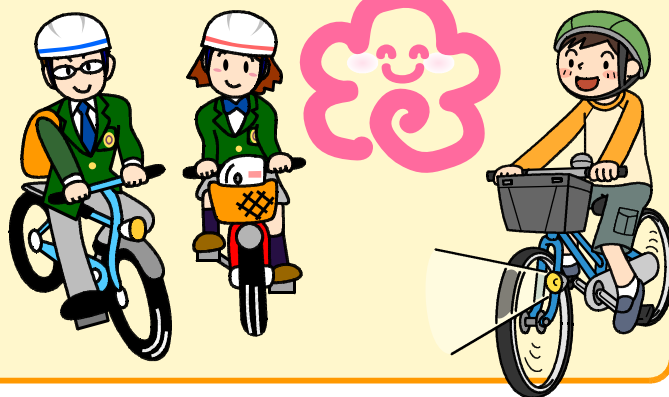


- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 3 夜間はライトを点灯

- 4 飲酒運転は禁止

- 5 ヘルメットを着用



特にヘルメットの着用は、道路交通法で自転車利用者の努力義務として、
乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない
と明記されています。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です!

大切な命を
守りましょう!

